

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会

日時：令和4年12月26日（月）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

議 事

1 答 申

「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価調査計画書

2 諮 問

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案

3 受理報告

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案に係る報告

4 その他

【審議資料】

資料1 「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価調査計画書について

資料2 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価調査計画書について

資料3 「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価書案について

資料4 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	奥委員	堤委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	日下委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	高橋委員	

(14名)

事務局 藤本政策調整担当部長
椿野アセスメント担当課長

資料 1

令和 4 年 12 月 26 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「GLP昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「GLP昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年10月5日に「GLP昭島プロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺には、教育施設、福祉施設及び住宅があり、工事用車両や工事の完了後の関連車両の増加に伴い、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が懸念される。このため、現況の交通量を十分に考慮した上で、将来交通量を適切に算定するとともに、はなみずき通りの計画地近傍や、つつじが丘通りが諏訪松中通りに交差する地点の近傍を含めた調査地点の追加を検討し、これらを含めた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、教育施設、福祉施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在する。特にデータセンターは福祉施設の近傍に計画されており、排気設備の規模等によっては低周波音を含めた影響が懸念されるため、必要に応じて低周波音を加えた予測・評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【土壌汚染】

調査計画書では、計画地内の一部に小規模な給油施設があるとされているが、現況の土地利用の前には大規模な工場の敷地の一部であったことから、土壌汚染

のおそれが否定できないと考えられる。このため、土地利用の履歴等や土壌汚染調査はこれを踏まえて実施し、土壌汚染について適切な予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

計画地域は、水道水源を含む複数の井戸があり、さらに複数の湧水も存在するなど地下水が重要な地域である。本事業では、造成工事や計画建築物の建設、舗装や地下水利用等により、地下水の水位、流況及び涵養能等に影響を及ぼす可能性があるため、計画地を代表する地質、地質構造等の地盤の状況や地下水の状況等を把握できるよう適切な調査を行い、施工方法や地下構造物等の形状、配置について可能な限り明らかにした上で、工事の施行中及び施設の供用時の地下水利用を含めた予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

【生物・生態系】

本計画では、現況の植生の大部分を改変し施設を建設する予定であることから、計画地及び隣接する玉川上水、玉川上水緑道及び代官山緑地等の生物・生態系への影響が考えられる。調査計画書では計画建築物その他の工作物の配置、規模、施工方法等の詳細が未確定であるため、これらを可能な限り明らかにした上で予測・評価を行うこと。予測・評価にあたっては、希少動植物等の保全及び施設配置・稼働にあたっての配慮、エコロジカル・ネットワークの形成による周辺の生態系に与える影響の低減等、幅広く環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【日影】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が配慮施設等に与える日影の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、必要に応じて天空写真の調査地点を追加し、適切に予測・評価すること。また、周辺に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【風環境】

計画地周辺には福祉施設及び教育施設等、特に配慮すべき施設等が存在し、計画建築物による影響が懸念されることから、環境影響評価書案の作成に向けては、計画建築物が配慮施設等に与える風環境の変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の配置や規模等をより具体的に示した上で、風環境の変化の程度について、予測・評価を行うこと。なお、風環境の予測において流体数値シミュレーションを用いる場合には、設定条件の妥当性について詳細に記載するこ

と。

【景観】

計画地北側には玉川上水が近接し、計画建築物による影響が懸念されることから、計画建築物が玉川上水の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、計画建築物の形状及び配置等をより具体的に示した上で、適切に予測・評価すること。また、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【史跡・文化財】

計画地は史跡玉川上水に隣接しているため、「史跡玉川上水保存管理計画書」等を含めて十分な調査を行い予測・評価を行うこと。また、工事の施行中だけでなく、工事の完了後の建築物の影響についても調査の対象として予測・評価を行うとともに適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地は玉川上水緑道や代官山緑地などに隣接し、本事業の工事や施設の稼働の影響により隣接する自然との触れ合い活動の場の機能が影響を受けるおそれがあることから、周辺の自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化についても予測・評価を行い、周辺の自然との触れ合い活動の場とのネットワーク形成を含めた環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において明らかにすること。

【温室効果ガス】

本事業においては、複数のデータセンターが設置される計画であり、施設の稼働に伴い相当程度の温室効果ガスの排出が見込まれることから、予測・評価に当たっては、類似の事業等を十分に調査した上で、温室効果ガスの排出量等について定量的に示すとともに、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において詳細に記述すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4 年10月 5 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 4 年12月20日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、生物・生態系、日影、電波障害、 風環境、景観、史跡・文化財、自然との触 れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス) ・ 総括審議
審議会	令和 4 年12月26日	・ 答申

資料 2

令和 4 年 12 月 26 日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 齋 藤 利 晃

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年10月27日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市町長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市町長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、また、一部の工種では夜間工事も予定されていることから、昼間・夜間ともに周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後のモノレール走行騒音について、本事業区間周辺には中層住宅等も存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 モノレールの走行に伴う騒音・振動の予測では、モノレール既供用区間においてモノレール単独の走行音、走行振動を調査し、これを基に類推する方法としていることから、可能な限り正確に走行音及び走行振動を把握できる地点を選定し調査すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和4年10月27日	・調査計画書について諮問
部 会	令和4年12月22日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障 害、景観、史跡・文化財、自然との触れ 合い活動の場、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和4年12月26日	・答申

資料 3

4 環 総 政 第 586 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和 4 年 12 月 26 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 544 号 「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」
環境影響評価書案

受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称 等	受 理 年 月 日
1 そ の 他 (条例第 90 条に基づく報告 等)	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開 発事業」環境影響評価書素案	令和 4 年 11 月 30 日

12月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和4年12月26日

■その他（条例第90条に基づく報告等）

事業名等：「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案

項目	助言事項	回答
騒音・振動	<p>1</p> <p>工事施工中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、工事完了後における関係車両の走行に伴う道路交通騒音・振動、施設の供用に伴う騒音の予測（設定）条件や手順が丁寧に説明されている。</p> <p>ただし、施設の供用に伴う騒音の予測手順で幾つかの疑問点、および設定条件の未記載（不明な箇所）がある。</p> <p>一つ目は音源のパワーレベルの設定で単位面積当りのパワーレベルの推定手順は記載されているが、観客席の面積の記載がなく、設定されたパワーレベルが不明である。また、客席の面音源高さを一律の9mに設定した根拠（理由）の記載がない。（資料168～169ページ）</p> <p>二つ目は（本編231ページで）予測結果と現状の調査結果（実測）を40m、160m、320mの3地点で比較しているが、まず、本編・資料編のいずれにも現状の調査結果の記載がない。また予測と実測が160mと320mでほぼ一致しているものの、40m地点で大幅に乖離している。この乖離した理由の説明がないまま、予測結果から80m地点で55dBを満足すると断言できないと考える。</p> <p>三つ目は、将来の野球場棟（球場）に最も近い住宅（北青山一丁</p>	<p>観客席の面積（12,437m²）については評価書に記載いたします。また、観客席の面音源については傾斜した設定とすることが難しいため、客席の最高高さかつ、受音点側であるスタジアム周辺に近い9m高さとして設定しました。これについても評価書に記載いたします。</p> <p>現状の調査結果については評価書素案のp.172に記載させていただいております。現地の状況により調査結果と予測結果が異なる地点もございますが、施設騒音の予測については環境影響評価調査計画書において、伝搬理論式により計算することとしております。</p> <p>また、予測において反射音は考慮しておりませんが、仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射したと仮定した場合、55dB（予測結果）×2=58dBとなり、現況の神宮球場から近傍住宅までの距離（約160m）におけるスタジアム高さの騒音レベルと同程度と予測されます。野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めてまいります。</p>

		<p>目) に対する影響予測の際、現状 (本編 18 ページ) と将来配置図 (本編 22 ページ) の大きな違い、即ち、巨大な建物 (複合棟 A と事務所棟) から反射を考慮していない点である。これらの建物は地上 190 m の高さ、幅 80 m~120 m の大きな反射面を有する。これだけの規模の建物は現状の球場周辺にはなく、ここからの反射音は直近住宅の球場高さ (11 m) の予測結果に少なからぬ寄与 (影響) があると推察される。</p> <p>学会等が推奨した予測手法が存在しない、とても難しい予測計算であることは十分に理解している。しかし、大学野球等の大会は土日の昼間に、プロ野球は平日の夕方以降の開催であり、将来に亘って住居地域に騒音という影響を与えることになる。その予測計算であることを踏まえ、緻密で精度の高い推定計算をお願いしたい。</p>	
騒音・振動	2	<p>球場高さでの騒音の予測・評価を行っていただき、ありがとうございました。ただ、予測式や予測条件等の詳細は資料編への記載で十分と思いますが、予測結果及び資料編 p. 173 の最後の「なお、現況の神宮球場から・・・環境保全措置に努めていく。」という段落は、資料編だけでなく、本編にも記載した方が良いと思います。</p>	<p>球場高さでの騒音の予測結果及び球場騒音に対する配慮の記載については、本編においても記載させていただきます。</p>
生物・生態系	1	<p>4つの公園等 (神宮外苑、新宿御苑、明治公園、代々木公園) によるみどりのネットワークの形成を認識し、鳥類をはじめとした生態系の保全に配慮していく必要がある。</p>	<p>周辺の公園等とのみどりのネットワーク図について、評価書素案 p. 333 に記載いたしました。</p> <p>本事業の緑地は周辺のみどりをつなぐ結節点にあたることから、改変する神宮外苑広場 (建国記念文庫) や再生復元する文化交流施設棟周辺及び中央広場周りの樹林地について、鳥類をはじめとした生態系に配慮した維持管理を行い、定期的なモニタリング状況に応じた順</p>

			応的管理を継続し、将来にわたって緑地環境の保全を図る計画です。
生物・生態系	2	<p>評価書 p.6 L.1～</p> <p>「事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は生じない。」とあるが、絵画館前広場における伐採影響による面積・体積の減少について触れられておらず、絵画館前広場を含めた記述とすることをお願いしたい。</p> <p>また、「工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は 19.6%となり、現況の 16.0%を上回る。緑の体積は 331,466m³となり、現況の 346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。」とあるが、絵画館前広場の減少分を加えた量・体積が、本事業と隣接事業による累積的影響と捉えられるため、絵画館前広場における量の変化の内容及び程度を踏まえた記述とされることをお願いしたい。</p>	<p>絵画館前広場はアセスの対象外です。参考までに絵画館前広場における緑地の状況については、絵画館前広場を含めた毎木調査結果を評価書の素案に掲載させていただきました。</p> <p>また、緑の量等の変化の内容及び程度を踏まえた記述といたします。</p> <p>絵画館前広場は現況と同様にまとまった緑地が整備されることから、本事業の緑地及び周辺の公園等を含めた緑のネットワークを形成するものと考えます。</p>
生物・生態系	3	<p>評価書 p.6 L.24～</p> <p>「ラグビー場の配置は変更できないものの、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとする。」とあるが、配置が変更できない根拠を示すことをお願いしたい。また、どれだけ高さを抑えることが可能なかの設計変更の幅は、ラグビー場計画要件からある程度予測ができるはずであり、それを踏まえた記述とすることをお願いしたい。（予測ができない場合、なぜ予測ができないか</p>	<p>ラグビー場の施設計画については、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、国際規格（ワールドラグビー競技規則）に準拠し、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要があります。</p> <p>ラグビー場の施設設計の深度化に合わせ、生物・生物系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとします。</p>

		を記すことをお願いしたい。) トラス屋根の構造自体を見直す可能性がある場合、構造も含めた検討を行う旨を記述されたい。(景観 評価書 p. 9 と共通)	<p>詳細な形状については今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請します。</p> <p>その中でどの程度高さを抑えることが可能かも含め、構造や形状、高さを含めた詳細な設計については今後の検討となりますので、樹木への影響等に配慮して設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画です。</p>
生物・生態系	4	<p>評価書 p. 6 下から 3 行目～</p> <p>「同様に 4 列のいちよう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく。」とあるが、御堂筋のイチョウ並木における「50～100 年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」のように、長期的な保全の目標を示すことをお願いしたい。</p> <p>p. 20 「事業の基本的方針」、p. 351 「いちよう並木の保全について」においても同様。</p>	<p>御堂筋のイチョウ並木における「50～100 年後も健全に保ち、後世に引き継ぐ」を参考とさせていただき、緑豊かな風格ある景観を創出し、次の 100 年を見据えた多様な緑化を計画していくことを事業の基本計画の中に記載させていただきました。</p>
生物・生態系	5	<p>評価書 p. 7 L. 19～</p> <p>「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)において日影とならないことから、日照は確保されるものと考える。」については、地点 5 が神宮外苑広場の北端に位置しており、そのことを考慮する必要がある。神宮外苑広場の南側では、必ずしも「日照は確保される」と言えないのではないか。確認のうえ見直しを検討されたい。</p>	<p>神宮外苑広場（建国記念文庫）の北側については、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日照は確保されますが、ご指摘いただきましたとおり南側を含めて誤解のないよう文章を修正させていただきます。</p> <p>ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件と観客数等で計画しています。</p> <p>詳細な形状については今後の検討となるため、可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める旨、記述を修正させていただきます。</p>

生物・生態系	6	<p>評価書 p. 323 ほか</p> <p>「シジミチョウ類」と束ねているが、シジミチョウ類はヤマトシジミなどの草本性、ムラサキシジミなどの林縁性、アカシジミなどの樹林性とハビタットが多様である。ここでは林縁性のムラサキシジミ（文献確認種）等を指標とすることが妥当と考えられる。検討をお願いしたい。</p>	<p>左記頂いたとおり指標種をムラサキシジミに修正させていただきます。</p>
生物・生態系	7	<p>評価書 p. 336</p> <p>「表 8.6-29(1)の伐採本数には15年という事業期間中の安全管理・維持のための伐採を「枯損木」として311本を含んでいる。」について、この311本の根拠が不明であるため、具体的に記述をお願いしたい。</p> <p>また、「なお、明治神宮によると、当地区の樹木や緑については樹齢の経過とともに、樹勢も弱くなってきている樹木も少なくなく、来訪者の安全を維持・確保の徹底の観点から日常的に、倒木や枝折れ・落下対策など実施している。管理実績として、過去15年間で道路通行車両・歩行者への安全管理上等の理由で約300本の枯損木について除去が行われている。」について、具体的な根拠が不十分であり、枯損木の規模や樹齢なども不明である。根拠を示すことをお願いしたい。</p>	<p>明治神宮外苑における樹木の管理実績によると、平成17年から令和元年までの15年間に枯損木として約300本の除去が行われておりますので、それをもとに左記の記述をさせていただきます。</p> <p>枯損木の規模については本数のみ把握しており、樹齢については把握しておりません。</p>
生物・生態系	8	<p>資料編 p. 195-196, p. 198</p> <p>「注」網掛けは注目される植物種の「植物種」は「動物種」の誤りと思います。</p>	<p>左記のとおり修正させていただきます。</p>
生物・生態系	9	<p>資料編 p. 458-465【参考】「街路樹再生の手引き」</p> <p>御堂筋では影響検討会の設置や保育管理計画の策定がされており、行幸通りでは樹勢回復工事</p>	<p>行幸通りでは樹勢回復工事がなされておりますが、本事業では4列のいちよう並木の保全に際し、根系調査の段階から設計者、樹木医、事業者が一体となり、根系の状態に応じた基礎構造、施工方法</p>

		と追跡調査がなされているが、これらを本事業ではどのように参照するのか不明である。両方の取り組みを踏まえて、長期的な保育管理計画と樹勢回復の考え方を示してほしい。	等を精査します。また、根系を保護するよう根を守るゾーンを設定するなどの配慮を行うことにより、イチヨウの保全を図ります。 また、上記の状況については事後調査を実施して確認してまいります。
生物・生態系	10	資料編 p. 466 表 2.4-19(1) 表層根系調査結果 表層根系調査に関する記述について、実施目的とそれに対する成果を含めて、充実をお願いしたい。 「柵より外壁想定ライン側におけるイチヨウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できないが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は柵の手前の根にとって条件の良い域に主に拡がっていると考えられる。」とあるが、これがなぜ「根系調査においては、縁石より 6.5m 付近はイチヨウの根域と柵や盛土・生垣の境界付近であり、細根・側根・斜出根の有無、程度を土壤断面と併せて行う位置として適切と考えられる。」と言えるのか、両者の関係性が不明瞭であり、説明をお願いしたい。	表層根系調査の実施目的としましては表層約 20cm の範囲において、事前にイチヨウの根の伸長量、どこまで根の先端が伸びているのかを把握し、根系調査における掘削位置の妥当性の確認を目的としています。 調査の結果、柵より外壁想定ライン側におけるイチヨウの根系は、斜出の深い根の一部がある可能性は否定できませんが、樹体支持の主要な深根、養水分吸収に主要な細根は柵の手前の根にとって条件の良い域に主に拡がっていると考えられます。 柵や盛土、生垣の下部にも根が伸長していることは予想されますが、表層調査では太い根は少なかったため、土壤環境域の異なる境目付近で調査を行うことは妥当であると考えます。 従って縁石より 6.5m 内外で細根・側根・斜出根の有無、程度を土壤断面と併せて行うことは適切と考えます。 上記について評価書においても追記させていただきます。
生物・生態系	11	資料編 P. 222-223 4 列いちよう並木西側の西に列植されている樹木(クロマツ・サクラなど)について、移植時に根系の根鉢を養生する際、隣接するイチヨウと根系が絡まり合っていた場合にどのように根系を処理するのか、対処方法を検討しておく必要がある。検討のうえ追記を希望したい。	4 列いちよう並木西側の西に列植されている樹木と隣接するイチヨウの根系が絡まり合っていた場合の対応については、イチヨウの根の保存を優先させるため、移植樹に対する根回し範囲の調整などを行う考えですが、個別の状況にもよりますので、この場合においては樹木医等の見解を踏まえ対応してまいります。
生物・生態系	12	資料編 p. 474 表 2.4-21(1) 土壤環境調査結果(透水及び硬度試験)の結果からは、多くのエリアで土壤固結・	透水及び硬度試験の結果については評価書本編においても記述を追記いたします。 その結果によれば、土壤環境としては

		<p>締め固まりによる根詰まりが見受けられる。本結果は評価書本編（評価書 p. 321）において位置づけることをお願いしたい。根詰まり状態にある移植対象木の移植にあたっての配慮事項を整理する必要があると考える。</p> <p>また、移植樹木により形成する植栽エリアの土壌基盤の形成方法についても、本編において具体的に示されたい。</p>	<p>硬い土質が多いですが、透水が良好で腐植も多いため、植栽客土としての使用は可能と考えられます。そのため、移植工事においては、土壌改良等により良好な植栽基盤を形成するとともに、作業時の踏み固めや雨天時の作業を控えるなどの配慮が必要と考えておりますので、それを環境保全のための措置に追記させていただきます。</p> <p>また、移植先はまとまったエリアを確保し、良質な植栽客土を面的に敷設することで、活着を促進するとともに土中に根が伸長するスペースを十分に確保し、舗装面からの照返しや乾燥にも配慮することにより、健全な植栽環境を創出する計画です。</p>
景観	1	<p>評価書 p. 9 p. 34～, p. 462</p> <p>「また、野球場棟の防球ネットやスコアボード、照明等の高さについては4列のいちよう並木の高さに配慮するとともに、落葉期にこれらが眺望できることに配慮し、」とあるが、落葉期には事務所棟高層建築物によるいちよう並木のビスタ景観への影響についても懸念される。これを踏まえた記述を充実することをお願いしたい。</p>	<p>落葉期のいちよう並木のビスタ景観への影響について、事務所棟高層建築物も含めた記述に修正させていただきます。</p>
その他	1	<p>評価書における根系調査の位置づけ</p> <p>p. 31に「令和5年1月に根系調査を行う」とあるが、なぜ評価書にいちよう並木の根系調査結果を踏まえた影響の予測評価が含まれないのか、都民に対して十分に説明がなされていない。根拠が都民に十分に伝わるよう、情報提供を行うことをお願いしたい。</p>	<p>4列のいちよう並木に関して、本年8月の審議会答申では「野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと」「調査結果を示し、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること」をご指摘いただきました。</p> <p>審議会答申でのご指摘内容を受け、いちよう並木の根系調査における掘削箇所 の妥当性の確認を目的とした表層調査を令和4年11月に実施しました。</p> <p>それを踏まえて、いちよう並木の根系調査を冬季に行う必要があることから、令和5年1月に根系調査を実施し、その</p>

		<p>結果を令和5年春以降の審議会で事後調査報告書として説明いたします。</p> <p>いちよう並木の根系調査結果を踏まえて、新野球場の建築計画（令和5～7年）等においていちよう並木の保全措置を示し、審議会で報告いたします。</p> <p>また、上記については事業者のプロジェクトサイトにおいても公表していくなど丁寧な情報発信に努めます。</p>
--	--	---